



指定統計 第10号

工業調査票甲

(従業者30人以上の事業所用)

Table with 2 columns: 票群 (Form Group) and 票番 (Form Number)

Table with 3 columns: 市区町村番号 (Municipality Number), 調査区番号 (Survey Area Number), 工業調査事業所番号 (Industrial Survey Facility Number)

★ ★ ★ 黒インキのペン又はボールペンを用い、楷書ではっきり記入してください。記入に当たっては、各項目の説明をよく読んでください。金額は、一万円未満を四捨五入して、「万円」まで記入してください。この調査は、統計法(昭和二十一年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、調査対象の事業所は申告の義務があります。●欄は統計調査員又は市区町村、○欄は市区町村、×欄は市区町村又は都道府県、◎欄は都道府県で記入します。

Main form sections 1-19: 1. 事業所の名称及び所在地, 2. 本社又は本店の名称及び所在地, 3. 他事業所の有無, 4. 経営組織, 5. 資本金額又は出資金額, 6. 従業者数, 7. 常用労働者毎月末現在数の合計, 8. 現金給与総額, 9. 原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費, 19. 工業用地及び工業用水

Main form sections 10-18: 10. 有形固定資産, 11. リース契約による契約額及び支払額, 12. 製造品在庫額, 13. 製造品の出荷額, 14. 13のア、ウ、エの合計金額, 15. 国内消費税額, 16. 製造品出荷額に占める直接輸出額の割合, 17. 主要原材料名, 18. 作業工程

★ この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。この調査票は、統計調査員に一部提出していただきます。調査票は経済産業省に送付され、厳重に保管されます。 経済産業省